

徳島県林地開発許可制度実施要綱

平成25年4月1日付け森第89号
[最終改正] 令和8年4月1日付け森第27号

(趣 旨)

第1条 この要綱は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定による林地開発行為（以下「開発行為」という。）の許可申請に係る手続等について、森林法施行令（昭和26年政令第276号）及び森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- ア 森林とは、法第5条に規定する地域森林計画の対象となっている民有林をいう。
- イ 事業区域とは、開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。
- ウ 開発行為をしようとする森林とは、事業区域のうち開発行為に係る森林の土地の区域及び残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。
- エ 開発行為に係る森林とは、開発行為をしようとする森林のうち直接土地の形質変更が行われる森林をいう。

(開発行為に係る事前協議)

第3条 森林において、次の規模による開発行為をしようとする者は、あらかじめ別表1の森林の所在する市町村に応じて同表に掲げる県の機関に協議するものとする。

- (1) 専ら道路の新設又は改築を目的とする行為にあつては、その行為に係る森林の土地の面積が1ヘクタールを超え、かつ、道路（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）の幅員が3メートルを超えるもの
- (2) 太陽光発電設備の設置を目的とする行為にあつては、その行為に係る森林の土地の面積が0.5ヘクタールを超えるもの
- (3) 前2号に掲げる行為以外の行為にあつては、その行為に係る森林の土地の面積が1ヘクタールを超えるもの

2 前項の協議は、次の事項を記載した開発行為計画書その他必要な資料をもってするものとする。

- ア 開発区域の位置、区域及び面積
- イ 開発行為を行う土地の利用目的

- ウ 開発行為によって予定される建築物その他の施設の種類及び規模
- エ 工事に係る設計図書
- オ 工事の着手及び完了予定時期
- カ 工事施工者の住所及び氏名
- キ 開発区域の概要が分かる写真

3 次の開発行為については、あらかじめ徳島県森林審議会に諮問するものとする。

- (1) 開発行為に係る森林の土地の面積が 10ha を超えるもの
- (2) 開発行為に係る森林の区域に、徳島県豊かな森林を守る条例第 14 条で規定する第一種森林管理重点地域を含むもの

4 第 1 項の開発行為の内容が山林の土の採取以外のものである場合には、あわせて徳島県土地利用指導要綱（昭和 48 年徳島県告示第 493 号）第 3 条による協議を行うものとする。

（開発行為に係る許可申請等）

第 4 条 前条の協議を了し、法第 10 条の 2 第 1 項の許可を受けようとする者は、別記第 1 号様式による許可申請書を別表 1 の県の機関の長（以下「所長」という。）に提出し、許可を受けるものとする。

2 前項の申請書に添付する規則第 4 条第 1 号の位置図及び区域図は、次によるものとする。

- (1) 位置図 開発行為に係る森林の位置を明示した縮尺 5 万分の 1 以上の地形図
- (2) 区域図 次の事項を明示した縮尺 5 千分の 1 以上の図面

ア 事業区域及び開発行為をしようとする森林の区域並びに開発行為に係る森林の土地の区域

イ アの区域を明示するのに必要な範囲内における県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界

ウ アの区域及び隣接する区域に係る土地の地番及び形状

3 規則第 4 条第 2 号の計画書は、次によるものとする。

(1) 事業計画書（別記第 2 号様式）

ア 開発行為をしようとする森林の所在場所及び権利状況（別記第 2 - 1 号様式）

イ 造成する森林の所在場所、面積及び造成方法（別記第 2 - 2 号様式）

ウ 造成する緑地の所在場所、面積及び造成方法（別記第 2 - 3 号様式）

エ 土地利用計画明細表（別記第 2 - 4 号様式）

オ 排水施設計画総括表（別記第 2 - 5 号様式）

カ 土砂流出防止施設計画総括表（別記第 2 - 6 号様式）

キ 開発区域内における法令等に基づく制限等（別記第 2 - 7 号様式）

ク 残置森林等の管理に関する誓約書（別記第 2 - 8 号様式）

- (2) 現況図（地形、林況、開発行為をしようとする森林の周辺の人家又は公共施設の位置を示す図面）
 - (3) 流域現況図（流域の地形、土地利用の実態、河川の状況（河川の位置、開発に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができない地点の位置等）等を示す図面）
 - (4) 土地利用計画図（切土、盛土、捨土等行為の形態別の施行区域の位置、法面の位置、施設又は工作物の種類毎の位置及び残置し又は造成する森林若しくは緑地の区域を示す図面）
 - (5) 造成計画縦横断面図（土地利用計画図の測線面を記入し、施行前の地盤高の変化を示すとともに、施行後の計画高、法面の勾配及び施行する工作物等を示した図面）
 - (6) 土工定規図（標準の断面に法面勾配、排水施設、工作物の構造、切土、盛土の法面保護及び盛土における一層ごとの仕上がり厚等を示す図面）
 - (7) 防災施設詳細図（擁壁、えん堤、貯水池等の構造及び施設計画の詳細を示した図面）
 - (8) 排水施設計画図（施行する排水施設の規模及び勾配並びに流末処理に至るまでの水路状況等を示した図面）
 - (9) 施工中災害防止図（施工中の災害の防止するための施設等の位置及びその詳細を示した図面）
 - (10) 開発求積図（地番毎及び用途別の面積を示した図面）
 - (11) 開発行為に関する土地の登記事項証明書（登記記録に記録されている事項の全部を証明したものに限る。）及び不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条地図の写し
 - (12) 一時利用の場合には、利用後の原状回復方法
 - (13) 開発行為に係る事業の全体計画の概要及び期別計画の概要
 - (14) 開発行為の施行工程（仮設の施設を設置する場合は、その内容についても記述すること）
 - (15) 防災施設の維持管理方法（開発完了後の維持管理方法についても記載すること）
 - (16) その他参考となる事項
- 4 規則第4条第3号の施行の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていることを証する書類は、開発行為に係る森林において地上権、貸借権、抵当権等が課せられている場合において、別記第3号様式による開発行為施行同意書を作成してするものとし、次の書類を添付するものとする。なお、許可の申請時に必要な相当数の同意とは、権利者全てのものの3分の2以上の同意をいうが、開発行為の着手までに全ての権利者から同意を得ておかななければならない。
- (1) 同意をした者の印鑑証明書

(2) 同意をした者が開発行為に係る森林について当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有することを証する書類

5 規則第4条第4号の許可を受けようとする者を証する書類については、次によるものとする。

(1) 法人（独立行政法人等登記令（昭和39年政令第28号）第1条に規定する独立行政法人等を除く。）である場合、当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）

(2) 法人でない団体である場合、代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

(3) 個人の場合、住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類

6 規則第4条第5号の開発行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類を添付するものとする。ただし、既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類を添付するものとする。

7 規則第4条第6号の開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類については、次によるものとする。

(1) 資金計画書（計画書に記載する場合は、計画書の提出をもって代えることができる。）

(2) 資金の調達について証する書類（自己資金により調達する場合は預金残高証明、融資により調達する場合は融資証明等、資金の調達方法に応じ添付する。）

(3) 貸借対照表、損益計算書等の法人の財務状況や経営状況を確認できる資料

(4) 納税証明書

(5) 事業経歴書（必要に応じ、一定の期間を定めその期間内の経歴とすることができる。）

(6) 森林法第10条の3第1項の規定による開発行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨の命令を受けており、かつ、これに従っていない者に該当しないことを誓約する書類

8 別記第1号様式による林地開発許可申請書の注意事項3に記載する防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類について、開発行為の施行者のうち防災施設の設置に関わる者に関する書類は次によるものとする。

(1) 建設業法許可書（土木工事業）

(2) 事業経歴書（必要に応じ、一定の期間を定めその期間内の経歴とすることができる。）

- (3) 預金残高証明書
 - (4) 納税証明書
 - (5) 事業実施体制を示す書類（職員数、主な役員・技術者名簿）
 - (6) 林地開発に係る施工実績を示す書類（監督処分及び行政指導があった場合は、その対応状況を含む。必要に応じ、一定の期間を定めその期間内の実績とすることができる。）
- 9 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（開発行為の着手等）

第5条 法第10条の2第1項の開発行為の許可を受けた者（以下「開発事業者」という。）は、当該許可に係る開発行為に着手したときは、遅滞なく、別記第4号様式による着手届を所長に提出するものとする。

2 開発行為に係る許可申請時において、全ての権利者から同意が得られていなかった場合には、同意が得られていなかった権利者についての開発行為施行同意書（別記第3号様式）を着手届に添付して提出するものとする。

3 開発事業者は、前項の着手をしたときは、工事完了の日までの間、開発行為をしようとする森林の区域に通じる主要な道路の付近で、かつ、当該許可に係る工事現場の見やすい場所に別記第5号様式による標識を掲示するものとする。

4 行為の着手に当たっては、えん堤、洪水調節池、沈砂池、擁壁等主要な防災施設（以下「重要工作物」という。）の設置工事を先行して行うものとする。

5 法第10条の2第4項の規定により防災施設等を特定の開発行為に先行して設置することを許可条件として付した場合には、県の職員が、当該防災施設等が計画書の内容のとおり設置されたことの確認を行うまでの間は、当該特定の開発行為を行わないものとする。

（施行状況報告）

第6条 開発事業者は、当該開発行為の施行期間中、毎年5月31日現在の施行状況について同日から10日以内に、別記第6号様式による施行状況報告書を所長に提出するものとする。

2 開発事業者は、前項又は県の調査により所長から指示があったときは、これに従うものとする。

（計画の変更に係る許可申請）

第7条 開発事業者は、許可の期間中に次に掲げる重要な変更をしようとするときは、あらかじめ別記第7号様式による変更許可申請書を所長に提出し、許可を受けるものとする。

- ア 開発行為の目的の変更
 - イ 開発行為に係る森林の土地の面積が、2割を超える増又は1ヘクタールを超える増
 - ウ 重要工作物の変更（擁壁、えん堤、洪水調節池等主要な防災施設の新設又は廃止及び防災施設の構造又は位置の変更）
 - エ 太陽光発電設備の設置を目的とする行為に係る森林の土地の面積が、0.5ヘクタールを超える変更又は2割を超える増
 - オ その他許可時に所長が重要な変更と認めて指示した変更
- 2 前項に該当しない計画の軽微な変更をしようとするときにおいても、前項の規定を準用するものとする。
- 3 前項の申請書には、変更の内容に応じて第4条の書類に準じた書類を添付し、変更内容を明確にするものとする。
- 4 次の開発行為については、あらかじめ徳島県森林審議会に諮問するものとする。
- (1) 変更に伴い、開発行為に係る森林の区域に、徳島県豊かな森林を守る条例第14条で規定する第一種森林管理重点地域を含むもの
 - (2) 変更に伴い、開発行為に係る森林の土地の面積が新たに10haを超えて増加するもの
 - (3) 変更に伴い、開発行為に係る森林の土地の面積が10ha毎に超えて増加するもの
- 5 開発事業者は、第7条第1項及び第2項に係る変更（開発行為に係る森林の土地の面積の変更又は重要工作物の変更に限る）をしようとするときは、徳島県林地開発許可基準（令和8年4月1日付け森第28号）で掲げる要件を満たすものであることとする。

（住所等の変更の届出）

第8条 開発事業者は、許可の期間中に次に掲げる変更があったときは、変更の事実が生じた後、速やかに別記第8号様式による変更届を所長に提出するものとする。

ア 住所又は氏名の変更が生じたとき

（ア）開発事業者の住所又は氏名（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名をいう。以下同じ。）の変更

（イ）工事施工者の住所又は氏名の変更

イ 開発行為の許可に係る土地の権利等に変更が生じたとき

ウ その他、知事が認める変更が生じたとき

2 前項の届出にあつては、変更の事実を証明する書類を添付するものとする。

(開発行為の譲渡又は承継等)

第9条 開発事業者は、許可の期間中に開発行為に係る土地の権利を譲渡したときは、速やかに別記第9号様式による譲渡届に当該土地に係る登記簿謄本を添えて、所長に提出するものとする。

2 開発事業者から、次により開発行為に係る地位を承継した者は、速やかに別記第10号様式による地位承継届を所長に提出するものとする。

ア 前項により開発行為に係る土地の権利を譲渡されたとき

イ 相続、開発事業者たる法人の合併若しくは分割により開発事業者の地位を承継したとき

3 前項の届出にあたっては、次の事実を証明する書類（第4条第4号から第9号までを準用した書類とする）を添付するものとする。

ア 当該承継があったことを証明する書類

イ 開発行為の施行能力を証明する書類

ウ 開発行為に係る森林について当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証明する書類（ただし、開発行為を着手するにあたっては、全ての権利者から同意を得ておくこと）

4 前項の届出をした者を、以後、「開発事業者」とみなすものとする。

(災害発生時における措置)

第10条 開発事業者は、開発行為の期間中、災害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 開発事業者は、開発行為の施行期間中に災害が発生したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、速やかに別記第11号様式による災害発生届を所長に提出するものとする。

(開発行為の中止等)

第11条 開発事業者は、許可を受けた開発行為の中止等をしようとするときは、あらかじめ次により所長に届け出るものとする。

(1) 開発行為を中止又は廃止しようとする場合 別記第12号様式による中止（廃止）届

ア 中止 開発行為を一時中断しようとする場合（ただし、中止する期間は許可された期間内に限る。）

イ 廃止 開発行為を行わない場合、若しくは開発面積が1ヘクタール以下（太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為の場合は0.5ヘクタール以下）になった場合

(2) 中止した開発行為を再開しようとする場合 別記第13号様式による再開届

(3) 廃止した森林の所在場所で、新規又は再開に関わらず開発行為をしようとする者は、別記第1号様式により法第10条の2第1項に基づく許可を受けるものとする。

2 前項の届出書には、次の各号による書類を添付するものとする。

ア 中止し、又は廃止しようとする当該開発行為に係る当該土地の防災措置に関する計画書及び必要な図書

イ 当該開発行為を再開しようとするときは、再開後の工程の計画を示した書類

ウ その他知事が必要と認める書類

(開発行為の期間)

第12条 開発事業者は、許可の条件として付された期間内に当該開発行為の完了が見込めないときは、第3条を準用して事前協議を行うとともに、第7条を準用して期間の延長に係る許可申請を行い許可された期間が途切れないようにするものとする。

2 前項の申請書には、必要に応じて第4条の書類に準じた書類を添付するものとする。

(開発行為の完了)

第13条 開発事業者は、開発行為が完了したときは、速やかに別記第14号様式による完了届を所長に提出し、開発行為の内容について確認を受けるものとする。

2 前項において、表土の侵食防止を目的とする植生が定着しないことが見込まれる場合には、緑化等の措置後、成績判定及び経過観察を行った上で完了確認することができるものとする。

3 第1又は第2項の確認により所長から手直し等に係る指示を受けたときは、これに従うものとする。

4 開発事業者は、当初又は変更の許可申請時にあらかじめ工区等の区分がなされている場合において、開発行為の一部を完了しようとするときは、別記第15号様式による部分完了届を所長に提出し、開発行為の部分完了の確認を受けるものとする。

(連絡調整)

第14条 法第10条の2第1項第1号及び第3号に規定する許可を要しない開発行為をしようとする者は、あらかじめ所長に別記第16号様式による開発協議書を提出し、連絡調整を行うものとする。

2 前項の協議書には、第4条の位置図、区域図、事業計画書(別記第2号様式の表中1、2、3のみ)、その他知事が必要と認める書類を添付するものとする。なお、添付する位置図及び区域図については、必ずしも森林の位置、区域、隣接する区域に係る土地の地番等を明示する必要はないものとする。

3 連絡調整を行った開発行為に係る届出等については、第7条から第13条を準用する。この場合において、「別記第7号様式」を「別記第17号様式」と、「別記第14号様式」を「別記第18号様式」と読み替える。

(標準処理期間)

第15条 開発行為の許可に係る標準的な処理期間は、所長が補正された第4条の許可申請書類を受理した後90日間とする。

(申請書等の提出先等)

第16条 この要綱に基づき所長に提出する書類及び提出部数は、次表のとおりとする。

提出する書類	提出部数
ア 第4条の許可申請書 イ 第7条第1項の重要な変更に係る変更許可申請書 ウ 第14条の連絡調整協議書	2部 (正、写し)
エ 第5条の着手届 オ 第6条の施行状況報告書 カ 第7条第2項の軽微な変更に係る変更許可申請書 キ 第8条の変更届 ク 第9条の譲渡届又は地位承継届 ケ 第10条の災害発生届 コ 第11条の中止(廃止)届又は再開届 サ 第13条の完了届及び部分完了届	1部

注) ウの連絡調整協議書については、市町村の長が協議主体となる場合にあっては1部とする。

(補 則)

第17条 この要綱に定めるほか、事務の取扱いに関し、必要な事項は徳島県林地開発許可制度事務処理要領で定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 徳島県林地開発許可制度実施要綱(平成20年4月1日制定、以下「旧要綱」という。)は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、旧要綱によってなされた行為は、この要綱中これに相当する規定がある場合には、この要綱の相当の規定によってなされた行為とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年7月3日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 7 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 3 月 11 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

森林の所在する市町村	提出先等
徳島市、鳴門市、小松島市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、板野町、上板町	徳島農林事務所林業振興担当
吉野川市、阿波市	吉野川農林事務所林務担当
阿南市、那賀町	阿南農林事務所林業振興担当
牟岐町、美波町、海陽町	美波農林事務所林務担当
美馬市、つるぎ町	美馬農林事務所林業振興担当
三好市、東みよし町	三好農林事務所林業振興担当